

2006度 政策制度要請 埼玉県回答

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：9項目 ○-B：10項目 △-B：14項目 △-C：1項目 ×-B：7項目 ×-C：1項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. まちづくり三法の見直し・改正を踏まえた、県としての新たな「中心市街地活性化」・「商店街活性化」に関する支援計画を策定し、以下の支援を行うこと。</p> <p>(1) 国の認定のもとで「中心市街地活性化計画」を進めるモデル的な市町村を定めて、当該市町村および関係諸団体への積極的な支援を行うこと。</p>	<p>〈産業労働部 地域商工業支援課〉</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>○ 中心市街地の活性化については、市町村に対し、まちづくり計画のための意識啓発から具体的な計画作りに対する相談まで、市町村の計画作成を促進させるための支援を実施します。また、商店街の活性化については、ソフト・ハード事業の支援に加え、人づくりの支援を行います。</p> <p>○ 今後とも、意欲ある市町村・商店街を支援してまいります。</p> <p>【これまでの対応】</p> <p>○ 平成18年9月15日に、ワンストップで市町村からの相談を受ける「改正中心市街地活性化法相談窓口」を産業労働部内に設置し、県としての体制を整備し、相談に対応しております。</p> <p>○ また、まちづくりには、市町村や地域での活動の中心となる人材が不可欠であるとの考えから、市町村・商工団体の担当職員を対象にした中心市街地活性化へ向けての研修会をこれまでに4回開催いたしました。</p>	<p>(1) ○-B</p> <p>計画策定支援は行っているものの、国の認定レベルに至る計画策定の市町村は現段階では無い。</p> <p>進捗状況を見極めながら、対応を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 県としての「商店街活性化・空き店舗解消」に向けた具体的な支援を行うこと。</p> <p>① 空き店舗での出店・開業を意識したセミナー・塾などの開催</p> <p>② 出店・開業に向けた資金補助などの制度充実 <要請の根拠> 中心市街地の空洞化、商店街の空き店舗問題など、その原因として大型店や住宅、学校、病院、福祉施設などの郊外への進出が指摘されている。大型店の郊外出店は雇用の拡大をもたらしているが、一方で中心市街地から客足が遠のき、閑散とした商店街が増加していることから、その対応策が求められている。 先の国会（第164通常国会）において、中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、活性化を促すた</p>	<p>○ 平成19年度からは、「中心市街地活性化支援事業」も新たに実施し、県内市町村のまちづくりに関する取組を今後とも、積極的に支援してまいります。</p> <p><産業労働部 地域商工業支援課></p> <p>○ 商店街の活性化、空き店舗解消に向け、商店街活性化フォーラムの開催や、商店街や各個店が専門的な知識や情報の吸収や経営革新への取組みを支援するための「商店街等育成指導事業」を実施しています。</p> <p>○ 「商店街等育成指導事業」は、若手経営者を対象に地域商業の共通的な課題などに関する研究会の開催や、商店街に訪問して現状を把握し、タイムリーなアドバイスや情報提供、補助事業実施後のフォローアップを行うなど、商店街活性化のための経営面からの支援を行っています。</p> <p>○ また、平成18年度から「埼玉あきんど未来塾」を立ち上げ、実績のある事業者や専門家による講演やグループワーク等を内容とするセミナーを開催し、未来の商店街を担う県内若手事業者の人材育成を行っています。</p> <p>○ これらの事業を平成19年度においても引き続き実施し、空き店舗解消を含めた商店街のニーズに即した支援と若手事業者の人材育成を行ってまいります。</p> <p><産業労働部 地域商工業支援課・金融課></p> <p>○ 開業の促進は、地域産業の活性化のために重要と考えており、平成17年度まで「商店街コミュニティ・サポート事業補助」の活用によるチャレンジ・ショップの設置などを支援してまいりました。</p> <p>○ 平成18年度からは、当該事業を空き店舗のみならず、蔵や古民家などの歴史的建築物等においても適用可能とした「商店街地域資源活用事業補助」として充実を図り、平成19年度も同様に実施する予定です。</p> <p>○ なお、融資については、創業者に対し事業に必要な資金を融資する「起業家育成資金」をはじめとした中小企業向けの県制度融資について、第三者連帯保証人を原則不要にするなど改善を図ってまい</p>	<p>(2) ○-B 出店・開業に向けた各種セミナーの開催や資金補助制度など評価できる。 今後は07年問題を考慮した対応など、新たな要素を踏まえた要請など検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性																																			
<p>めの“まちづくり三法”（大規模小売店舗立地法、都市計画法、中心市街地活性化法）の見直し・改正が行われた。今回の改定は、日常生活に必要な都市の諸機能が集約されたコンパクトシティ（注）を構築することで、市街地に賑わいを取り戻すことが狙いとされている。</p> <p>具体的には、市町村が策定する「中心市街地活性化基本計画」について、国による認定制度が創設され、認定された基本計画による事業への支援措置が講じられる制度である。</p> <p>県においては、国の認定のもとでコンパクトシティをめざすモデル的な「中心市街地活性化」に取り組む市町村を設けて積極的な支援が望まれる。</p> <p>また、これまで県として商店街活性化・空き店舗解消に向けた様々な支援を行っているが、今回の法改正を踏まえて、改めて市町村と一体となった新たな「商店街活性化・空き店舗解消」に向けた支援策が求められる。</p> <p>（注）コンパクトシティ：商店街・学校・病院・住宅・公共施設などの日常生活に必要な諸機能が集約されたまちづくり。</p> <p>2. 公正労働基準と労働関係法の遵守を基準とした「公契約制度」確立に向けて、以下の施策を講ずること。</p> <p>（1）公共サービスの質の向上に資する入札制度とするために、安さを追求する競争入札を改め、総合評価による公契約制度を確立すること。</p>	<p>りました。</p> <p>○ 平成19年度についても、借換制度の一年延長やスーパーサポート資金の融資対象者の拡大などを行うなど、制度がより利用しやすくなるように改善を図ります。</p> <p>（参考） チャレンジ・ショップの卒業生数及び独立開業者数等</p> <table border="1" data-bbox="875 459 1751 1118"> <thead> <tr> <th>設置者名 (名称)</th> <th>設置(廃止) 年月</th> <th>県補助額 計 (千円)</th> <th>卒業生数</th> <th>開業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊谷商工会議所 (あんどれKUMAGAYA)</td> <td>平成12年9月 (平成18年3月)</td> <td>1,600</td> <td>26</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>川越商工会議所 (夢乃市)</td> <td>平成13年12月 (平成18年1月)</td> <td>3,276</td> <td>20</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>狭山商工会議所 (MAJASA(マヤサ))</td> <td>平成14年10月</td> <td>2,849</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>越谷市商工会 (夢空感(ゆめくうかん))</td> <td>平成14年11月</td> <td>3,394</td> <td>13</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>坂戸市商工会 (初サさかど)</td> <td>平成16年3月</td> <td>2,097</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>13,216</td> <td>—</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈総務部 入札企画室〉 【現状】 県発注の建設工事については、価格だけではなく、技術力や品質を含めて総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による入札を平成14年度から試行しています。平成17年4月から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されており、平成18</p>	設置者名 (名称)	設置(廃止) 年月	県補助額 計 (千円)	卒業生数	開業者数	熊谷商工会議所 (あんどれKUMAGAYA)	平成12年9月 (平成18年3月)	1,600	26	14	川越商工会議所 (夢乃市)	平成13年12月 (平成18年1月)	3,276	20	12	狭山商工会議所 (MAJASA(マヤサ))	平成14年10月	2,849	—	3	越谷市商工会 (夢空感(ゆめくうかん))	平成14年11月	3,394	13	4	坂戸市商工会 (初サさかど)	平成16年3月	2,097	7	4	計	—	13,216	—	37	<p>評価・方向性</p> <p>(1) ○-A 建設工事における「総合評価方式」の活用は評</p>
設置者名 (名称)	設置(廃止) 年月	県補助額 計 (千円)	卒業生数	開業者数																																	
熊谷商工会議所 (あんどれKUMAGAYA)	平成12年9月 (平成18年3月)	1,600	26	14																																	
川越商工会議所 (夢乃市)	平成13年12月 (平成18年1月)	3,276	20	12																																	
狭山商工会議所 (MAJASA(マヤサ))	平成14年10月	2,849	—	3																																	
越谷市商工会 (夢空感(ゆめくうかん))	平成14年11月	3,394	13	4																																	
坂戸市商工会 (初サさかど)	平成16年3月	2,097	7	4																																	
計	—	13,216	—	37																																	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>落札者決定の手法として、総合評価落札方式を活用すること。</p> <p>(2) 事業者の入札参加にあたっては、公正労働基準と労働関係法の遵守を公契約の基準とすること。特に、労働基準法違反企業や不当労働行為企業は契約の対象外とすること。</p>	<p>年度においては適用工事100件を目標に総合評価方式の活用に取り組みました。その結果、123件の工事においてこの方式による入札を実施しました。</p> <p>【方針】</p> <p>平成19年2月に公表した、本県の公共調達改革の具体的な取組内容と実施スケジュールを示した「埼玉県公共調達改革推進工程表」においても、談合を防止する入札制度の改革の一つとして、総合評価方式の拡充が盛り込まれています。</p> <p>今後も、引き続き総合評価方式の拡充に努めてまいります。</p> <p>〈出納局 物品管理課〉</p> <p>物品管理課では、落札者の決定に当たっては地方自治法第234条第3項本文の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方としています。</p> <p>総合評価落札方式とは、地方公共団体の支出の原因となる契約において、これを競争入札によって締結しようとする場合の落札者の決定に際して、価格その他の条件を総合的に判断して、地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする落札者決定方式のことです。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の10の2第1項)</p> <p>物品調達は、施工者の技術力等により品質が左右される公共工事とは基本的に異なり、調達時点で品質を確認できる（既に市場の評価を得ている）ことから、総合評価落札方式はなじまないと考えています。</p> <p>なお、現在、障害者法定雇用率を達成している事業者に対しては、支援策として等級格付け評価の加点と優先的指名の優遇策を実施しています。</p> <p>〈総務部 入札企画室〉</p> <p>【現状】</p> <p>事業者の入札参加にあたっては、「入札参加時における注意事項」により関係法令の遵守について周知徹底を図っています。</p> <p>【方針】</p>	<p>価できる。</p> <p>総合評価方式の更なる活用・拡大など今後の進捗に注目していく。</p> <p>(2) △-B</p> <p>労基法違反での逮捕は極めて少ない。従って、摘発・指導の経歴や改善状況なども入</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(3) 業務委託などにかかわる契約については、透明・公正を確保し、安易な随意契約が横行しないよう競争入札の原則を徹底すること。</p> <p>その場合、委託先における不安定雇用や劣悪な労働条件が問題になっていることを踏まえ、委託業務の入札・落札にも公正労働基準に基づき適用</p>	<p>引き続き関係法令の遵守について周知徹底してまいります。</p> <p>〈県土整備部 建設業課〉 指名停止措置については、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき、登録事業者の役員、使用人等が業務に関し、法令違反の容疑で逮捕された場合などにその対象になります。</p> <p>業務に関し、労働基準法違反等により、登録事業者の役員、使用人等が逮捕等をされたことを把握した場合、指名停止措置及び警告を厳正に行います。</p> <p>なお、埼玉県建設工事請負等入札参加資格審査の際には、建設業法に定められている経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）を参加希望業者に求めています。この経営事項審査において、雇用保険加入の有無・健康保険及び厚生年金保険加入の有無・賃金不払いの件数・建設業退職金共済制度加入の有無・退職一時金制度導入の有無・法定外労働災害補償制度加入の有無など労働福祉の状況を審査し、評価を行っています。</p> <p>※ 参考 経営事項審査申請の手引き http://www.pref.saitama.lg.jp/A08/BH00/keisin/yousikisyuu.html</p> <p>〈出納局 物品管理課〉 指名停止措置については、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領に基づき、登録事業者の役員又は使用人等が業務に関し、法令違反の容疑で逮捕された場合などは、その対象となります。</p> <p>業務に関し、労働基準法違反等により、登録事業者の役員又は使用人等が逮捕等されたことを把握した場合、指名停止措置又は警告等を厳正に行います。</p> <p>〈総務部 入札企画室〉 【現状】 建設工事に係る設計、調査等の業務委託については、競争入札を原則とし、透明性及び競争性の確保に努めています。また、過度な安値受注は適正な履行を困難にし、成果品の質の低下、ひいてはそれらの成果品に基づく公共工事の品質低下を招くおそれがありま</p>	<p>札参加資格審査の項目に反映するなど、今後の取り組みを見極めながら、対応を検討する。</p> <p>(3) ○—B 透明・公正・品質確保など、入札制度の改善にむけた姿勢は示されているが、今後の具体的な実績を確認していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>すること。 <要請の根拠> 現在の入札制度は、価格重視（低価格競争）の入札制度になっているが、埼玉県の、とりわけ業務委託にかかわる入札においても例外ではない。 その結果、いわゆる不当廉売（ダンピング）を許容することとなり、地域公共サービスの質の確保と公正労働基準（労働者保護）の保障が懸念されるような低価格で落札されるケースも出てくる。 1992年2月に自治省（現総務省）は地方自治法施行令改正を行い、これにより地方自治体は価格だけでなく、その他の要素を総合的に判断して落札者を決定する「総合評価落札方式」が可能となった。 埼玉県でも、物品調達の際指名競争入札参加資格の等級格付け評価において、「環境配慮」「障害者雇用」を行っている業者に対して一定の優遇措置を講じているが、「公正労働基準の遵守」についても、格付け基準に加えることが望まれる。 更に「総合評価方式を」活用し、価格だけでなく社会貢献とともに「公正労働基準の遵守」も加味して落札者を決定することが求められる</p> <p>II. 雇用労働政策 1. 若年者の雇用・就職支援として以下の施策を講ずること。 (1) ヤングキャリアセンター埼玉や若者自立支援センター埼玉などの就職支援相談窓口を関係機関と連携し、幅広くPRすること。</p>	<p>す。このため、平成18年4月から建設工事に係る業務委託において低入札価格調査制度を試行しています。</p> <p>【方針】 建設工事に係る業務委託については、引き続き、入札における透明性、競争性、公正性を高めるとともに、品質の確保を図るため、入札契約制度の改善に努めてまいります。</p> <p><総務部 管財課> 庁舎の維持管理・改修工事等業務の委託等に当たっては、地方自治法及び埼玉県財務規則の規定に基づき一定金額以上のものは競争入札により受託業者を決定しています。 あわせて、労働基準法、職業安定法、最低賃金法、労働安全衛生法及び雇用保険法等労働関係諸法令の遵守を契約書面において、受託業者に求めています。 今後も、適正な入札執行に努めてまいります。</p> <p><教育局 教育総務部 財務課> 財務課が所管する建物清掃・警備等の業務委託に当たりましては、入札説明会において、指名業者に対して、労働関係法令の遵守と使用者として責任を持った労働管理を行うよう要請するとともに契約書にも明記しております。</p> <p><産業労働部 若年者就業支援室> 来年度も各市町村担当課、各高校・大学には両センターの案内パンフレットを配布するとともに、各家庭には、戸別に彩の国だより特別号として、PR情報誌「若者しごと支援ガイド」を配布します。 さらに、来年度の新規事業として、就職しないまま高校を卒業した生徒のうち希望者には卒業後もヤングキャリアセンター埼玉などの就職支援機関のセミナー等の情報を郵送で提供することとしまし</p>	<p>また依頼後の、業務監視・指導のあり方など、新たな要素を踏まえた要請など再検討する。</p> <p>(1) ○-B 今年度についても幅広いPRがなされることが確認できた。今後はさまざまな関連機関と</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 若年者就業支援窓口を県内4か所に設置すること。合わせて、カウンセラー等支援員の増員を行うこと。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>(1) ヤングキャリアセンター埼玉や若者自立支援センター埼玉は、若年者の雇用支援に効果を上げているものの、まだまだ認知度は高い状況とは言えない。特に就職に悩みを抱える子どもの保護者は、相談窓口があることすら知らない人がいる。また、高校卒業と同時にフリーターになる確立が高い埼玉県においては、学校教育と連携を密にしたPRが必要である。</p> <p>(2) ヤングキャリアセンターに続き、若者自立支援センターが設置され若年者の就業支援窓口は2か所となり充実されつつあるが、県南に集中していることは否めない。窓口はより近くにあることが望ましいとの考え方から、今後2か所程度の増設が必要であり、特に県北の拠点づくりが急務である。また、支援員が相談者に対して、時間をかけた一対一の対応が効果を上げていることは実証済みであり、支援員の増強が就職率を上げることにつながる。今後の拠点拡充を視野に入れ、若者自立支援センターの運営形態にあるように、幅広くNPO団体等と連携をはかり支援員の増員を行うこと。</p>	<p>た。</p> <p>引き続き、関係機関、高校との連携を密にして、特に高卒無業者や高校中途退学者等にセンターの存在を知ってもらえるよう、効果的なPRに努めてまいります。</p> <p>〈産業労働部 若年者就業支援室〉</p> <p>ヤングキャリアセンター埼玉の利用状況を見ると、県内各地から利用者が訪れており、若者の活動範囲は広いと考えられるため、当面は、現在のセンターを有効に活用したいと思います。</p> <p>なお、来年度はより多くの若者が利用しやすいように、センターまで時間の掛かる地域では、ハローワーク、市町村と連携して巡回セミナーを開催します。巡回セミナーでは就職支援セミナーのほか、カウンセラーを派遣し、就職相談も実施する予定です。</p>	<p>の連携を深め、より強固な就職支援ができるように要請の方向を変える。</p> <p>(2) △-B</p> <p>新規設置ではなく、出張などの出前での対応となる。必要性は理解されたと考えるが、実態をみると有効求人倍率の低い北部での対応が必須であり。方向を変えて要請を行う。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 障害者の雇用支援として以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 障害者授産施設自立支援として、商品の販売ルート拡充のために民間店舗との連携や県主催イベントに新規出店の枠を設けること。</p> <p>(2) 法定雇用率達成企業や、障害者の受け入れに積極的な企業に対しては、助成金の強化・拡大及び、設備投資への減税や入札条件緩和など優遇策を取り入れること。</p>	<p>〈福祉部 障害者福祉課〉</p> <p>現在、授産施設、作業所等で構成する団体（埼玉県社会就労センター協議会）が行う製品販売促進事業及び研修等に助成を行っています。</p> <p>また、当該団体と協力して、授産施設の自主製品の生産や販路拡大などを支援する企業OBのボランティアを組織するほか、受注拡大のための企業と授産施設の商談会を実施いたしました。</p> <p>このほか、授産施設が出店可能な、県・市町村が主催するイベントの情報について各授産施設に情報提供しているほか、埼玉デザイン協議会が運営する授産製品常設展示販売場の運営費の助成も行いました。</p> <p>今後、授産施設の販路の開拓や受注の拡大に向けて、施設のニーズを確認し、団体等と協力しながら支援方を検討してまいります。</p> <p>平成19年度には企業OBのボランティアとしての活用や企業と授産施設の商談会を継続して実施するほか、授産施設の経営能力の向上を図るための研修会や、経営相談を実施いたします。また、施設の売上げ増と利用者の工賃引き上げを目指す「埼玉県工賃倍増計画（仮称）」を策定します。</p> <p>〈産業労働部 雇用対策課〉</p> <p>調整金・奨励金などの助成金給付は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国が実施しています。</p> <p>これらの助成金については、県のパンフレットでも紹介しており、今年度は延べ2,300を超える企業へ直接持参し、普及啓発に努めています。</p> <p>また、県では、毎年度、障害者の雇用促進に貢献した事業所を「障害者雇用優良事業所」として表彰を行っており、今後も引き続き、実施していきます。</p> <p>さらに、平成19年度からは、中小企業制度融資に障害者雇用企業を対象とした優遇策を設け、障害者を雇用する企業を支援することとしました。</p> <p>〈県土整備部 建設業課〉</p> <p>平成17年6月より、県の建設工事に係る入札参加資格審査に際</p>	<p>(1) △-C</p> <p>県としてできる限りの対応を行っていることが確認できたので、今年度の要請はしない。しかしながら新規出店が増えていないことから理由などを掘り下げ、来年以降で検討する。</p> <p>(2) ○-B</p> <p>19年度から優遇策が取り入れられることや、今後も普及活動に力を入れることが確認できた。しかしながら、都道府県別の法定雇用率は依然低いことから、運営状況などを確認し、今後の対応を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(3) 障害者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務の斡旋を行うこと。また、在宅勤務に伴う自宅の改造などの補助制度を充実させること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>(1) 授産施設で作られた商品の販売は、行政機関を中心とした店舗や販売ルートがほとんどであり、消費者(消費量)も限られている。売り上げを伸ばす事は、仕事量も増え就労意欲向上や施設運営面でも重要と言える。販売ルート拡充のために民間店舗と連携が必要であり、県主催イベントにおい</p>	<p>し、法定雇用率達成企業、及び法定雇用義務がないものの障害者を雇用している県内の建設業者であるかどうか、障害者雇用に関する書類の提出を求め確認を行っており、達成している場合には、格付けに際し、独自評価点を加えています。</p> <p>なお、平成19年・20年度の入札参加資格審査に際しては、この独自評価点を5点から10点に増やしました。</p> <p>〈出納局 物品管理課〉</p> <p>物品管理課では、障害者雇用対策の支援策として、障害者法定雇用率(1.8%)を達成している事業者に対して、①競争入札参加資格登録の等級格付け評価に当たり、5点の加点と、②物品の入札における優先的指名の優遇策を実施しています。</p> <p>①については、平成19年3月1日現在、登録業者4,147者のうち、628者に対して加点を行いました。</p> <p>②については、「指名競争入札参加者指名基準」に基づき、ISO14001取得事業者や障害者法定雇用率達成事業者を、社会的貢献事業者として優先的に指名しています。具体的には、通常の指名業者を10者とし、対象物件の入札参加資格者に社会的貢献事業者がいる場合は、これに5者まで付加して指名しています。</p> <p>今後とも、障害者法定雇用率を達成している事業者に対しては、支援策として等級格付け評価の加点と優先的指名の優遇策を実施してまいります。</p> <p>〈産業労働部 雇用対策課〉</p> <p>県では、市町村障害者就労支援センターなどを通じて就労を支援していますが、障害者の希望や受け入れる企業の要望等を聞きながら、一人でも多くの方が就労できるよう、様々な形態の就労を視野に、支援していきます。</p> <p>また、平成19年度に設置する「障害者雇用サポートセンター」では、雇用の場を創出するため、企業に対する働きかけを重点的に行っていきますが、この中でも様々な就労形態を視野に入れた支援を行います。</p> <p>さらに、新たに立ち上げた障害者雇用に関する総合サイト「障害者</p>	<p>(3) △-B</p> <p>在宅勤務も含め、選択肢が拡大できるように支援していくことが確認できた。各市町村での判断に大きな差が出ないような運営が必要であることから、今年は状況の確認を行い、来年以降で検討を行う。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>て新規出店の枠拡大など商品を幅広く消費者に届くような施策が必要である。</p> <p>(2) 民間企業においての、障害者の法定雇用率は未達成の状況が続いているが、法を遵守し社会に貢献している達成企業は、様々な努力や設備投資を行っていることから、今まで以上の減税や入札条件緩和など優遇策が必要である。また、法定雇用率達成に向けて障害者雇用に前向きな企業を増やすためにも、助成金制度のPR強化や制度自体の強化・拡大が必要である。</p> <p>※参考数値</p> <p>①法定雇用率 1.8%に対し埼玉県は 1.41% (前年比 0.02 ポイント増加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国平均：1.49% (前年比 0.03 ポイント増加) <p>②法定雇用率達成企業 39.3% (前年比 0.1 ポイント低下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国平均：42.1% (前年比 0.4 ポイント増加) <p>(3) 障害者の就労意欲は高く“雇用の場”は重要な社会的自立支援となっている。しかし通勤を伴う雇用形態では、就業に結びつかないことも多くある。そのような中、在宅勤務は現在でも多種多様な作業形態があり、障害者の雇用ニーズにマッチするケースが多くあると考える。また、在宅勤務を依頼する業者は、労働力確保の面で苦勞しており、コーディネートすることで求人と求職のマッチングがはかれ、障害者の就労機会の拡大につながる。あわせて、自宅での就業拡大に向け家屋改造等の補助制度を充実させる必要もある。</p>	<p>の仕事チャレンジ」に中で、在宅就労に関する情報も提供しております。</p> <p>〈福祉部 障害者福祉課〉</p> <p>障害者の自宅の改造については、現在、障害者自立支援法に定める日常生活用具給付等事業による「住宅改修」と、県単事業である「重度障害者居宅改善整備費補助」にて補助を行っています。</p> <p>なお、障害者自立支援法の施行により、平成18年10月以降、障害者福祉に関する制度が大きく変化しました。このことにより、前述の日常生活用具給付等事業については、地域生活支援事業実施要綱に基づき実施されることになり、市町村の判断により、地域の実情に応じて、事業の取扱いを定めることができるようになりました。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 改正介護保険法の定着・発展に向けて以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 各市町村に設置される地域包括支援センターの運営に関して、実態を把握するとともに、各市町村に対し適切な指導を行うこと。</p> <p>(2) サービスの質の確保・向上に向け、事業者等の情報開示を行うよう指導すること。また、対象となる高齢者の地域包括支援センターの利用促進に向け県として積極的にPRを行うこと。</p> <p>(3) 地域における高齢者のスポーツや体を使ったボランティア活動などに対して、総合的な支援を行うとともに、合わせて各市町村も支援を行うよう県として働きかけること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>(1) 地域における介護サービスの提供を行う「地域</p>	<p>〈福祉部 介護保険課〉</p> <p>地域包括支援センターの運営については、担当課長会議、担当者情報交換会、県内10か所の福祉保健総合センター単位の集団支援、市町村ごとの個別支援を通じて、実態把握や運営支援を行っています。</p> <p>また、地域包括支援センターの運営状況については、四半期ごとにとりまとめ、県のホームページに掲載しています。</p> <p>今後も、定期的に運営状況を把握するとともに、会議や実地により適切に支援を行ってまいります。</p> <p>〈福祉部 介護保険課〉</p> <p>利用者のサービスの選択に資するために、平成18年度から介護保険法改正により、介護サービス情報の公表制度が導入され、サービス情報の公表が義務付けられました。</p> <p>今年度は、調査票などの準備が整った9種のサービス（訪問介護等）が対象となり、地区ごとに報告を求め、内容を確認し、順次公表を行っています。（埼玉県介護サービス情報公表センターのホームページ）</p> <p>PRについては、地域包括支援センターの一覧表を、県のホームページに掲載しています。また、介護予防をテーマとして、県政出前講座を行っています。</p> <p>来年度以降も、準備が整ったサービスから順次、公表してまいります。</p> <p>また、今後も、彩の国日より、県政出前講座を活用し、積極的にPRを行ってまいります。</p> <p>〈福祉部 長寿社会政策課〉</p> <p>高齢者のスポーツに対する支援として、県老人クラブ連合会と共催でシルバースポーツ大会を開催しています。</p> <p>また、県外郭団体の（財）いきいき埼玉を通じて、高齢者にも取り組みやすいニュースポーツの普及事業に取り組んでいます。</p> <p>さらに、市町村のサービス状況調査を実施し、他市町村の状況等</p>	<p>(1) ○-A</p> <p>担当課長会議や担当者情報交換会の実施など市町村に対する支援策、および運営状況の把握等もされており評価する。</p> <p>(2) ○-B</p> <p>介護サービス情報の公表が義務付けられたことから、現状は県政出前講座の活用などPRもされており評価できる。今後もサービスの追加があること、およびさらなる積極的なPRの展開など、引き続き進捗状況を見極めていく必要がある。</p> <p>(3) ○-A</p> <p>「彩の国スポーツプラン2010」の中で高齢者も含めたスポーツ振興が計画されていることや、外郭団体を通じ高</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>包括支援センター」は、各市町村の直営または委託での設置もあることから、サービスに地域間格差が生じないよう、対策を講じることが必要である。県内の「地域包括支援センター」の実態を把握することにより、優良なセンターがあれば、その事例を各市町村の「地域包括支援センター」に情報提供し、水平展開を図るなどの対策が有効である。</p> <p>また、支援センターの運営が適正に行われているかは「地域包括支援センター運営協議会」がチェックすることとなっているが、その事務局を各市町村が担うこととなっていることから、県による各市町村に対する指導が必要である。</p> <p>(2) 利用者が事業者を選択するには、材料となるデータ等が不足している現状から、早急に事業者の情報公開が必要である。また、介護保険法の改正内容が県民に十分浸透していないことから、各市町村に設置された「地域包括支援センター」に対象となる高齢者が足を運ばないなど理解不足の状況にあるため。</p> <p>(3) 高齢者の日常的なスポーツ活動や体を使ったボランティア活動などは、予防介護の観点から十分その機能を果たすものであり、県および各市町村の総合的支援があれば現状よりもっと多く活動することが出来、ひいては介護に対する予防につながる。</p> <p>2. 安心信頼の医療制度の確立に向け、医療制度改革において義務化された医療機関の領収書発行に関して、県としてあらゆる機会を捉え適正に対応するよう関係機関に指導すること。</p> <p>＜要請の根拠＞ 連合の働きかけ等によって、先の国会（第16</p>	<p>を情報提供することにより、市町村に対する働きかけを行っています。</p> <p>また、スポーツ振興課では、彩の国スポーツプラン2010の中で、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行い、県民の誰もが、それぞれの体力や年齢等に応じて、スポーツに親しめるよう、取り組むこととしています。</p> <p>平成19年4月1日に施行される「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」の趣旨に沿うよう、今後とも、市町村、関係団体、事業者及び県民の方々と協力して、高齢者のスポーツ振興に取り組んでまいります。</p> <p>〈保健医療部 国保医療課〉</p> <p>平成18年4月1日から、医療費の内容の分かる領収証を無償で患者に交付することが保険医療機関に対して義務づけられました。ただし、体制を整えることが困難な保険医療機関については、6か月間の経過措置が設けられたため、すべての保険医療機関に義務づけられたのは平成18年10月1日からです。</p>	<p>齢者に特化した事業も取り組まれており評価する。なお、「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」の施行による取り組みについて今後も注視していく。</p> <p>○－B 保険医療機関への指導等については適正に行われていると評価する。しかし、領収書発行が義務付けられたこと</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>4 通常国会) において医療機関における領収書の発行を義務化するなどの医療制度改革関連法案が成立されたが、全医療機関で明細を記載した領収書の発行が必ずしも行われておらず、改正法の周知徹底と県の指導により実効あるものとする必要がある。</p> <p>IV. 交通政策</p> <p>1. 駐車違反取り締りの新制度に関して以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 駐車違反取り締り重点地域に指定される駅周辺および商店街等において、宅配等の民間運輸業者の荷降ろしのための駐車スペースを確保するよう関係機関に働きかけること。</p> <p>(2) 自宅にいる高齢者への配食や介護などを行う福祉関係車両を取り締まり適用除外とすること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(1) 6月1日より駐車違反の取り締まりに民間監視員の導入など取締りが強化され、重点地区に指定</p>	<p>保険医療機関に対しては、埼玉社会保険事務局と共同で実施する個別指導及び集団指導を通じ、医療費の内容の分かる領収証の交付が適正に行われるよう指導してまいります。また、領収証の交付を行っていない保険医療機関について県民等から具体的な情報提供があった場合は随時、当該保険医療機関に対し指導を行っています。</p> <p>なお、保険医療関係団体に対して研修会などを通じた普及・啓発も依頼したほか、県のホームページに「医療費の内容の分かる領収証の交付について」を掲載し周知を図っているところです。県のホームページについては、トップページの分野別情報「保健・医療」から「医療費の内容の分かる領収証の交付について」を見ることができるほか、「領収証」又は「領収書」などのキーワードで該当ページの検索もできます。</p> <p><県土整備部 道路政策課></p> <p>荷捌きを目的とした貨物車の駐停車は、本来荷受け施設側で対処するべきものですが、現状では十分な荷捌きスペースが確保されておらず、その多くが荷受け施設直近の路上で行われているのが実状です。</p> <p>現在当課では、既存の道路空間を再配分することにより、新たなスペースを生み出すなど、道路を有効に「つかう」方策の検討を進めています。荷降ろし駐車スペースの確保については、国内でも道路空間を有効活用した設置事例も見受けられます。一方、国交省の研究会においても、荷捌き駐車対策の具体的な取組みについて検討が始まるなど、これらの動きも捉えながら、ニーズに適した荷降ろし駐車スペースのあり方について検討してまいります。</p> <p><埼玉県警交通規制課> 口頭回答</p> <p>NPOを含む福祉関係の団体については、事前の申請により当該の警察署長から駐車許可証を発行している。ボランティア等の個人に対してその都度許可することは困難である。</p>	<p>の県民に対するPRに関して不足感もあり、また、経過措置の終了した2006年10月1日以降の状況を見極める必要がある。</p> <p>(1) △-B</p> <p>荷捌きスペースの必要性の認識と対応策の検討については評価するものの、埼玉県は他県に比較して遅れている現状にあることから、具体的な施策が明確になるまで引き続き進捗状況を見極めていく必要がある。</p> <p>(2) ×-B</p> <p>事前登録の福祉関係車両の駐車許可証は発行されていることから、現状では個々のボラン</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>されている駅前や繁華街の商店への民間宅配業者等の荷物の積み下ろしに関しても駐車違反が適用されることとなった。そこで、業務上やむを得ない車両が駐車できるよう荷捌き所を設置するなど、駐車可能スペースを確保することが必要である。</p> <p>※ 先行事例＝東京都では荷捌き専用のスペースの設置やパーキングチケットによる緩和策が取られている。また、広島市では時間帯と車両を限定（貨物を集配中の貨物自動車を除くとの表記）して駐車禁止帯であっても緩和されている。</p> <p>(2) 介護や福祉関係者は、自宅にいる高齢者への食事の配達や病院等への送り迎えに車椅子等を利用する際に、一時的に車両から離れなければならない。福祉関係のNPO等においては、専用運転者を配置するにはコスト面で厳しいことから、福祉関係車両を適用除外とするような対策が必要である。</p> <p>2. 信号機等重要設備への非常用電源装置の設置を推進すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>落雷等の自然災害の発生時において、県内の主要幹線道路の信号機が停電等により使用不可能になることは非常に危険であり、県民生活の安心と安全の観点からも、万が一の停電時にも信号機が消灯しないよう非常用電源装置の設置が必要である。</p>	<p>〈埼玉県警交通規制課〉 口頭回答</p> <p>国道16号以南の東京都内からの幹線道路を埼玉県の重要道路として位置づけ、現在184ヶ所に設置し、完了している。今後も重要道路の維持とあわせ引き続き整備していく。</p>	<p>ティアへの適用除外の拡大は困難と判断する。</p> <p>○－B</p> <p>埼玉県警で重要道路と位置づけている国道16号以南が完了していることから、県内全域に設置されるよう引き続き進捗状況を見極めていく必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>V. 環境・資源・エネルギー政策</p> <p>1. 水循環型社会に向けて、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 高度下水処理をすべての処理場に導入し、河川の浄化を図ること。</p> <p>(2) 本来地表のもつ保水能力を自然環境に戻すため、都市部に雨水の自然浸透を条例化すること。</p> <p>(3) まちづくり計画に高度下水処理水によるリサイクルを追加すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>(1) 河川から採取し使用した水は、限りなくもとの状態に近づけて河川へ放流することが本来自然な循環であり、環境保護の基本である。</p> <p>平成10年5月より県が取り組んできた不老川</p>	<p>〈都市整備部 下水道課〉</p> <p>【現状】</p> <p>東京湾における環境基準及び河川における環境基準の維持達成のために下水道終末処理場（流域下水道9箇所、公共下水道12箇所）において、高度処理計画を策定して施設整備を進めています。</p> <p>〔参考〕流域下水道における主な供用施設（H19年2月現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中川水循環センター（7号水処理施設） ・新河岸川水循環センター（5号1/2水処理施設） <p>【方針】</p> <p>東京湾における環境基準及び河川における環境基準の維持達成のために、引き続き高度処理施設の整備及び改築を進めます。</p> <p>〈環境部 温暖化対策課・水環境課〉</p> <p>現在、雨水の地下浸透については、県生活環境保全条例で、敷地内の舗装等を行う場合にその実施に努めなければならないことを定めています。</p> <p>ヒートアイランド対策については、平成18年度に、県内の実態調査とともに県本庁舎南側の敷地内において対策技術の公開検証を実施しています。</p> <p>今後は、県内のヒートアイランド現象の実態調査に基づき、発生原因を分析しヒートアイランド緩和対策計画を策定します。</p> <p>併せて、首都圏の都県政令指定都市とも連携して、屋上緑化・壁面緑化や遮熱性舗装などの対策や省エネルギーなどの人工排熱対策の普及を図ります。</p> <p>〈都市整備部 下水道課〉</p> <p>【現状】</p> <p>荒川左岸南部流域下水道事業においてまちづくりへの支援を行いました。</p> <p>〔参考〕支援の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま新都心再生水利用事業 荒川左岸南部流域下水道の”さいたま新都心浄化プ 	<p>(1) ○－A</p> <p>多大な設備予算措置が必要になることから、彩の国5ヵ年計画21および年度予算などを見極めていく。</p> <p>(2) △－B</p> <p>大型商業施設を含め、条例が機能しているのか、また、適正であるか検証する必要がある。ヒートアイランド現象とあわせて、引き続き検討の必要あり。</p> <p>(3) △－B</p> <p>彩の国5ヵ年計画21の進捗状況を見極め、必要に応じて再要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>水質環境保全対策事業は、一定の成果をあげている。一部の河川にポンプ圧送することだけではなく、県内全域の下水処理を高度処理化し、河川の水質を改善すべきである。</p> <p>あわせて、農業用水の水質確保にもつながり、食の安全にもつながる。</p> <p>県内の下水化率の向上とともに、流域全体の行政の理解が必要であり、県の指導が必要である。</p> <p>(2) 雨水が地下に自然浸透させることが、環境保護・水循環の基本である。都市部および郊外での大規模な住宅地や商業施設の開発では、雨水幹線や貯留施設の整備により、地下への自然浸透が行なわれていないことから、ヒートアイランド現象の要因の一つと推測される。</p> <p>打ち水による温度降下策が全国各地で催されているが、本来地表の保水が気化熱で自然循環していた。県はヒートアイランド対策の一環として、舗装の新素材などの研究を開始したが、これとあわせて、これからの街づくりには雨水の地下浸透で自然な循環が確保できるような条例化が必要である。</p> <p>(3) さいたま新都心では、下水処理水をトイレ用水に再利用している。県南の都市部を中心に、処理水循環事業に取り組める環境にやさしいまちづくりを推進すべきである。</p> <p>2. 安全・安心な飲料水の確保に向けて、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 安定水利権が約55%（平成14年度）と近隣都県に比べて低い数値であり、安定供給に向けて改善を図ること。</p>	<p>ラント”において高度処理した下水処理水を、”さいたま新都心地区”に、水洗トイレ用水として供給しています。</p> <p>【方針】</p> <p>限りある水資源を有効に活用し水循環型社会の形成を図るために、下水処理水（高度処理水）の有効活用を積極的に進めます。（彩の国5か年計画21）</p> <p>県では、平成18年度から下水道終末処理場の名称を水循環センターに変更しました。今後も、高度処理水を循環型社会構築のために役立てて行く方針です。</p> <p>〈総合政策部 土地水政策課〉</p> <p>埼玉県の安定水利権は、平成14年度以降、合角ダム等の安定化により、現在（平成18年4月）では58%に向上しています。</p> <p>今後も、ダムなどの水源開発施設の事業主体である国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構と共同歩調を取って予算を確保し、建設事業の促進を図っていきます。</p> <p>なお、建設事業の促進にあたっては、工期内完成やコスト縮減を</p>	<p>(1) ○-A</p> <p>ダム開発の推進が目的ではなく、安定水利権の拡大・確保について担当課に理解が得られて</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性																
<p>(2) 上水道の施設稼働率を適正値に改善すること。</p>	<p>目的に、事業主体や関係都県の治水、利水の関係者を構成メンバーとする「協議会」や「検討会」を設置しており、その中で事業内容を様々な方向から検証していきます。</p> <p>《参考》</p> <p>首都圏における安定水利権の割合（平成16年度末：国土交通省調べ）</p> <table border="0"> <tr> <td>埼玉県：58%</td> <td>東京都：74%</td> <td>千葉県：85%</td> </tr> <tr> <td>群馬県：75%</td> <td>栃木県：92%</td> <td>茨城県：79%</td> </tr> </table> <p>〈総合政策部 土地水政策課〉〈保健医療部 生活衛生課〉</p> <p>水循環型社会構築のため、雨水や下水再処理水を雑用水として有効利用することは必要な施策と認識しています。</p> <p>このため、水の有効利用に係わる問い合わせに対し、各種の助成制度や融資制度の紹介を行っているほか、国に対して助成制度の充実について働きかけています。</p> <p>この他、水需要量を抑制するため、県民に対して節水広報を行うとともに、老朽管や石綿セメント管の更新を積極的に推進し、水の有効利用を図っているところです。</p> <p>今後も、これらの施策を推進し、水の有効利用を図るとともに、水道施設への負荷が軽減されるよう努めていきます。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雑用水利用施設（平成15年度調べ）：347施設 利用施設：約63,000m³/日（水使用料の約2%） ・ 上水道における有効率の向上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成元年度</th> <th>平成5年度</th> <th>平成10年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90.1%</td> <td>91.1%</td> <td>92.9%</td> <td>92.9%</td> <td>93.6%</td> </tr> </tbody> </table>	埼玉県：58%	東京都：74%	千葉県：85%	群馬県：75%	栃木県：92%	茨城県：79%	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成16年度	90.1%	91.1%	92.9%	92.9%	93.6%	<p>と判断した。進捗状況を継続して見極めたい。</p> <p>(2) △-B</p> <p>認識の一致は図れたものの、施設稼働率の具体的改善策が示されず、継続し新たな要請内容を検討する。</p>
埼玉県：58%	東京都：74%	千葉県：85%																
群馬県：75%	栃木県：92%	茨城県：79%																
平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成16年度														
90.1%	91.1%	92.9%	92.9%	93.6%														
<p>(3) 上水道の処理方法を高度上水処理（オゾン処理）に転換すること。 ＜要請の根拠＞</p>	<p>〈企業局 水道業務課〉</p> <p>企業局では、今年度から、県営新三郷浄水場にオゾンと生物活性炭</p>	<p>(3) ○-A</p> <p>新三郷浄水場の進捗状況を引き続き検証す</p>																

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(1) 年々人口が増加している埼玉県の実態を踏まえ、平成4年以降は上水の供給量は安定してきているが、依然として地下水の依存度が高く、安定水利権も約55%と低迷している。関東地方の平均値74%をひとつの目途に改善し、地下水をはじめとした環境保護を念頭に置いた水源の確保を図るべきである。</p> <p>なお、埼玉県の地下水依存量は全国2位である。地下水の取水実績は、県の計画値を実績値（平成14年度）は大きく上回っている。</p> <p>平均：1.66⇒6.20、最大：4.23⇒7.21（m³/Sec）</p> <p>(2) 上水道の埼玉県の稼働率は79%以上の実績となっている。水道施設設計指針では、安定供給へ最大給水量の25%程度の余裕を持つことが望ましいとされている。浄水場の新設にとらわれず、中水の利用促進にも取り組み、上水の安定供給を図るべきである。</p> <p>(3) 水道水には独特の味・臭いがあり、昨今の健康志向から、多彩な浄水器が家庭に普及し、天然水ボトルも大量に消費されている。独自の処理水を無償提供する食品量販店には、大きなタンクを持参した多くの買い物客の姿を見ることができる。</p> <p>また、塩素消毒から発生する副産物としてトリハロメタンは、健康への影響が報道された経過もあり、クリプトスポリジウムなどの病原性微生物に対する安全性の問題もある。新三郷浄水場の高度浄水処理は平成22年の稼働に向けた事前研究を徹底し十分な安全の確保を行ない、稼働に向けて県民への高度浄水処理に関する情報を開示して県民の理解を得ること。</p> <p>なお、健康に水は不可欠であり、高齢化が急速に進行する埼玉県において、高齢者が安心でき、</p>	<p>による高度浄水施設の整備に着手し、平成22年度の稼働を目指しております。</p> <p>新三郷浄水場の高度浄水施設導入に当たりましては、これまでも県政モニターアンケートや世論調査を通じて県民のニーズを把握しますとともに、直接の顧客に当たる市町村の受水団体に対しましても説明会を実施いたしました。</p> <p>今後は、平成22年度に稼働した後の新三郷浄水場の状況も踏まえて、高度浄水処理の効果について、県民にわかりやすく情報提供をしてまいります。</p> <p>また、新三郷以外の県営浄水場に対しましては、今年度から広範囲な地域での水質調査に着手し、データを収集しているところです。</p> <p>この調査により水質状況を十分に把握した上で、将来にわたって安全な水を供給できるように、各浄水場に応じた最適な浄水処理の方法を検討してまいります。</p> <p>この検討結果については、県民にわかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>	<p>る。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>かつ安全な子育て環境整備の観点からも、上水の高度浄水処理を導入すべきである。</p> <p>3. 産業系などに中水（雑用水・下水高度浄水処理水）利用を積極的に推進すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>現在の工業用水道事業をより拡大するとともに、下水高度浄水処理の導入により上水との差別化を推進することで、上水使用量の節減を図り、よって上水の水質向上と安定供給に寄与する。</p> <p>県南・東部7市に限らず全県的に使用できる環境の整備を行なうべきであり、特に県内の工業団地には供給すべきである。</p> <p>また、下水の高度浄水処理（オゾン処理）を図り、道路散水・清掃や各種建設に使用するセメント・コンクリートなどに使用を推進し、水循環社会を確立すべきである。</p> <p>あわせて下水の高度浄水処理水の利用企業などについては、環境優良企業等に位置付け、使用料金などの優遇制度を検討すべきである。</p> <p>なお、県土整備事務所が委託している道路（国道・主要県道）清掃の使用水は、6割強が地下水であり、残りは上水である。</p>	<p>〈総合政策部 土地水政策課〉 （総 論）</p> <p>水の有効利用については、水循環社会を構築する上で重要な政策と考え、国の予算要求時に合わせ、主務省の明確化、関連法制度の整備、整備費用に対する補助制度の創設などの要望を行っております。</p> <p>利用できる水は、下水、雨水、水道用水や工業用水などがありますが、それぞれの所管省庁は、下水は国土交通省、水道用水は厚生労働省、工業用水は経済産業省というように様々です。</p> <p>したがって、統一された法制度もない状況となっております。</p> <p>また、処理施設の整備には、二重配管にするなど多額の費用を要し、融資制度はあるものの施設整備への助成がないため、広範囲にわたる普及が困難な状況となっております。</p> <p>このようなことから、今後も、継続して国に働きかけていく必要があると認識しています。</p> <p>《参考》</p> <p>土地水政策課における普及・啓発</p> <p>新たに建設される公共施設や大量に水を使う民間の建築物に対して、雨水等の雑用水利用のお願いを行うとともに、県民に対し、雨水利用方法などについてHPを活用するなどして普及啓発を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の雑用水利用状況（平成15年度調べ） 利用施設数：347施設 利用水量：約63,000 m³/日 水道使用量全体（約278万m³）の約2%に相当する。 <p>〈企業局 水道業務課〉</p> <p>県企業局で実施している工業用水道事業は、工業用水法により規制される地下水汲み上げの代替として、工業用水を規制区域の事業</p>	<p>×－B</p> <p>連合本部を通じて国へ要請するなど、要請方法を再検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>※ [要請の根拠]のうち、次の部分について回答 「下水高度浄水処理の導入により上水との差別化を推進することで、上水使用量の節減を図り、よって上水の水質向上と安定供給に寄与する。」</p>	<p>所へ供給しています。 現行事業の性格から、他の地域や新たな工業団地への供給については、工業用水法の規制区域拡大と連動しなければ実施は困難であること。また、過去に行った検討では、河川表流水に水源を求めた新たな事業の創設は、水道水の単価と比較して割高になってしまうとの結論を得ております。 このようなことを踏まえ、現時点では、今後の事業の拡張や新設については困難であると考えています。</p> <p>〈都市整備部 下水道課〉 【現状】 荒川左岸南部流域下水道事業において産業系への支援を行いました。 〔参考〕 支援の状況 ・さいたま新都心再生水利用事業 荒川左岸南部流域下水道の”さいたま新都心浄化プラント”において高度処理した下水処理水を、”さいたま新都心地区”に、水洗トイレ用水として供給しています。</p> <p>【方針】 限りある水資源を有効に活用し水循環型社会の形成を図るために、下水処理水（高度処理水）の有効活用を積極的に進めます。（彩の国5か年計画21） 県では、平成18年度から下水道終末処理場の名称を水循環センターに変更しました。今後も、高度処理水を循環型社会構築のために役立てて行く方針です。</p>	<p>※○－A 水循環センターの機能を検証する。</p>
<p>※ [要請の根拠]のうち、次の部分について回答 「道路散水・清掃や各種建設に使用するセメント・コンクリートなどに使用を推進」</p>	<p>〈県土整備部 道路環境課〉 【現 状】 現在、路面清掃時の散水には上水および地下水を使用しています。中水は使用していません。 〔参考〕 埼玉県内で、散水に使用できる高度処理を行っている流域下水道終末処理場は、現時点では中川水循環センターのみ。</p>	<p>※△－B 進捗状況を見極め、今後の対応を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>※ [要請の根拠]のうち、次の部分について回答 「道路散水・清掃や各種建設に使用するセメント・コンクリートなどに使用を推進」</p> <p>※ [要請の根拠]のうち、次の部分について 下水の高度浄水処理水の利用企業などについては、 環境優良企業等に位置付け、使用料金などの優遇制度 を検討すべきである。」</p> <p>4. 大規模災害時を想定し、以下の施策を講ずること。 (1) 水道施設の耐震性強化と給・配水拠点のネットワークを図ること。</p>	<p>【方 針】 路面清掃時の散水としての利用については、供給施設が未整備であるなど中水の供給条件等の問題もあることから、今後、高度処理施設や供給施設の整備状況を踏まえながら、検討してまいります。</p> <p>〈県土整備部 技術管理課〉 技術管理課からは、セメント・コンクリートなどに使用することについて、お答えします。 コンクリート標準示方書によれば、コンクリートに用いる水は、一定の基準を満たすものであれば、上水道水以外でも使用できることになっています。 埼玉県生コンクリート工業組合に伺ったところ、生コン製造会社の大部分が入手が容易で、比較的安価な工業用水や地下水を利用しているとのことでした。 中水については、今のところ供給体制が整っていないため利用されていません。</p> <p>〈都市整備部 下水道課〉 【現 状】 下水道事業において、平成12年度から「さいたま新都心」に下水処理水を高度処理した「再生水」をトイレの洗浄用に供給しています。供給先は15施設あり、いずれも法人の利用で、利用者の種別によって優遇制度は設けていません。 新都心地区の民間開発の規模が、当初計画を大きく下回っており、平成17年度の単年度収支は51,757千円の赤字で、収支均衡には倍の供給量が必要な状況であり、供給単価の273円/m³（税込み）の引き下げは困難な状況です。</p> <p>【方 針】 再生水の供給単価の引き下げは困難です。</p> <p>〈企業局 水道建設課〉 災害時でも必要な給水を確保するため、新たに建設する施設の耐震化を図るとともに、既存施設の耐震診断調査を実施し、重要度の</p>	<p>※△－B 業者主導ではなく、行政主導での取り組みが重要であり、今後の対応を検討する。</p> <p>※×－B 環境コストの重要性が認識されていないため、意識改革を含めた再要請を検討する。</p> <p>(1) △－B 災害規模の想定の相</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>高い施設から耐震補強を行い、施設の安全性を高めています。</p> <p>このような補強を行うことにより、震度6では、ある程度施設に被害を生じるものの給水機能に影響はありません。震度7以上では、一時的に送水能力は低下しますが、浄水場間の相互融通や管路のループ化などの県営水道全体のシステムを活用して影響を極力抑えるなど早期復旧を図るための態勢整備に取り組んでいます。</p> <p>(参考) 耐震補強が完了した主な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場 <ul style="list-style-type: none"> 大久保浄水場 (管理棟：3棟、塩素棟：1棟、薬品注入棟：1棟、浄水池：4池) 庄和浄水場 (管理棟：2棟、薬品注入棟：1棟) ・ 送水管路 (水管橋：60橋) <p>〈企業局 水道施設課〉</p> <p>県営浄水場の5浄水場は送水幹線で接続しており、浄水場間での応急給水が可能となっています。</p> <p>また、近隣都県における応援給水では、企業局と東京都水道局との送水幹線が連絡管で接続されており、震災時等における相互融通が可能となっています。</p> <p>さらに、「八都県市災害時相互応援協定」、関東地方等八都県における「日本水道協会関東地方支部災害時相互応援協定」を締結しており、災害時にはこの協定に基づき相互応援を実施することとしています。</p> <p>県内市町村に対する応急給水では、浄水備蓄施設の整備や給水資機材を給水拠点に確保しております。</p> <p>バイパスラインの整備については、更なる水運用機能の充実を検討してまいります。</p> <p>近隣都県との応急ネットワークについては、現在、東京都との相互融通が可能となっておりますが、他県との整備予定はございません。</p> <p>市町村との応急ネットワークについては、浄水備蓄施設の増設や給水拠点における応急給水資機材等の配分の適正化を図っています。</p>	<p>違と判断した。荒川直下型の対応を含め、再検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 指定避難所の応急給水体制を整備すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>(1) 大規模災害時、直接生命に関わる上水の確保は重要な課題である。取水場・浄水場・配水場・配水池などの重要基点の耐震強度は震度5とされているが、阪神淡路大震災の震度7を想定した耐震化が求められている。</p> <p>また、供給ラインが分断した場合のバイパスラインなどの整備とあわせて、被災時の近隣都県・市町村の水道局との応急ネットワークの構築が求められている。</p> <p>(2) 学校など避難場所に指定されている公共施設には、被災時を想定した容量の循環型貯水層を設置すべきである。</p>	<p>〈危機管理防災部 消防防災課〉</p> <p>災害時の衛生的な飲料水の確保は、県民の生命や健康の維持のために、最も重要な課題です。県地域防災計画では、被災者1日あたり最低3リットルの飲料水が必要であるとしています。</p> <p>また、災害時の飲料水の供給は、市町村及び水道事業者が実施し、県はこれを補完していくものとしています。</p> <p>災害時の給水体制としては、被災地の市町村避難所など必要な地点に給水所を設け、臨時の給水栓や給水車により給水を実施します。</p> <p>御要望のあった循環型貯水槽の整備についても、避難所等への給水方法の一つとして、水道施設の整備を担当する部局とも連携し、市町村に働きかけてまいります。</p>	<p>(2) △-B</p> <p>給水車に頼らない上水道の整備と危機管理の進捗状況を見極める。</p>
<p>5. 大規模自然災害時に減災にむけて迅速な対応が可能になるよう、埼玉県防災ボランティアへ登録している団体へ、公的に認められる証明書を発行すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>新潟中越地震の教訓では、災害派遣従事者証明書・通行許可証などの発行は手続きが複雑であり、手間と時間を要した。</p> <p>阪神淡路大震災以降、民間のボランティア団体は被災地での活動について各団体間の協定や協力体制を構築してきた。特にボランティアセンターの立ち上げは被災地近隣からボランティア派遣が必要であり、迅速な対応が求められている。</p> <p>被災地への公的手続きや被災者へ不信感を与えないためにも、現在の登録だけに止まらず公的に有効な証明書の交付が求められている。そのためには教育・訓練などを含めた、あらたな防災ボランティアの体制を構築する必要がある。</p>	<p>〈危機管理防災部 消防防災課〉</p> <p>被災地では、消防、警察、自衛隊による人命救助が優先されます。通行許可証は緊急輸送道路において、これらの緊急車両や物資供給協定に基づく登録団体などの緊急輸送車両を優先的に通行させるためのものです。</p> <p>災害ボランティアに事前に通行許可証を発行することは、災害時に車両の集中などによる大きな混乱を招く可能性があるため、現時点では災害ボランティア登録団体への通行許可証の交付予定はありません。</p> <p>なお、県災害ボランティア登録者・団体に対しましては、災害ボランティア情報等について、今後一層、迅速かつ的確に情報提供できるよう災害ボランティア連絡会議を開催し、体制を整備してまいります。</p>	<p>×-C</p> <p>県では対応できないことが判明した。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>VI. 食品・農林水産政策</p> <p>1. 「埼玉県森林・林業長期ビジョン」の策定を踏まえ、彩の国の豊かな森林を守り育てていくための具体的な施策を推進すること。また、県産木材の利用拡大と県内消費に対する特別支援措置を行なうこと。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>旧大滝村を象徴とするように、埼玉県の森林資源は緑のダムとしての役割も大きく、長期的に安定した森林保全ビジョンの策定が必要であり、県内産木材、特に間伐材を有効に利用する制度・施策および新製品等の開発に取り組み、安定した収入を確保して林業の推進と発展へつなげるべきである。</p> <p>また、計画的な広葉樹への植え替え策を提示し、本来あるべき森の生態系への転換も求められている。</p>	<p>〈農林部 森づくり課〉</p> <p>埼玉県森林・林業長期ビジョンに基づき「森林と共に生きる」を基本理念として、公益的機能を発揮させるため、間伐の実施や広葉樹の植栽などを進めるとともに、県民参加による森林づくりを進め、森林の整備・保全を図ります。</p> <p>また、高性能林業機械の導入支援などによる生産コストの縮減、林業の担い手である森林組合の合併を進め、林業の採算性を向上させて林業の振興を図ります。</p> <p>〈農林部 木材利用推進室〉</p> <p>県産木材の利用拡大については、品質向上のための木材乾燥施設などの整備や、公共施設などにおける利用を推進しています。さらに、民間住宅での利用促進を図るため、モデルハウスの展示などのPR活動に対して支援を行っています。</p> <p>今後、木材乾燥施設や展示販売施設などの集出荷体制づくりを進めるとともに、引き続き、市町村にも協力を求め、公共施設等での利用を進めていきます。</p> <p>また、民間住宅における利用推進についても、NPO等と連携して積極的にPR活動を行っていきます。</p>	<p>○－A</p> <p>継続的な課題ではあるが、進捗状況を見極める。</p>
<p>VII. 教育政策</p> <p>1. 公立高等学校入学者選抜における前期募集の比率を高めるとともに、入学者選抜の時期を見直すこと。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>校長の推薦を必要とする推薦入学から、希望する誰もが受験の機会を得られる前期募集制度に選抜方法を見直したことは、大きな制度改善と評価できるものの、平成18年度公立高等学校における前期募集の倍率は、全日制普通科の平均で3.71倍、募集人員に対する前期募集の比率は、全日制普通科の平均で28.8%と極めて狭き門と</p>	<p>〈教育局 県立学校部 高校教育指導課〉</p> <p>前期募集の実施に際して、有識者による選抜方法を検討する会議において『『前期入試』の割合を高くした場合、学力検査を受検しない生徒が増えるなど、中学校教育への影響が考えられることから、県全体の『前期入試』の募集人員の割合が、現状を超えない程度となるよう配慮する必要がある』との指摘があったことから、現在の割合となっております。</p> <p>入学者選抜の日程や前期募集の在り方を含め、入学者選抜制度全体について検討するため、本年度「入試改善検討会議」を設置し、平成18年12月には、入学者選抜日程を遅らせることや原則として全員に学力検査を受けさせることなどについてご報告をいただき</p>	<p>○－B</p> <p>本要請の内容も含め、入試改善検討会議にて、一定の方向性が示されている。今後の具体的な制度設計に向けた検討について、状況を見極め対応する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>なっている。残念ながら不合格となった生徒には、後期募集に再チャレンジする者もいるが、希望校を見直し後期募集に臨む生徒も少なくない。このことは、入学後のミスマッチにも繋がるものと考えことから、前期募集の比率を高める必要がある。あわせて、進路が決まった生徒が多い教室における課題を踏まえるとともに、中学3年生の3学期の学校生活の充実をはかるため、入学者選抜の時期を見直す必要がある。</p> <p>2. 不登校や高等学校中途退学者の学習保障の場もなっている定時制高校を、学び直しのできる学校教育の場として積極的に位置づけるとともに、生徒の就学機会を確保するため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 志願者の多い定時制高校については、学級増をはかること。</p> <p>(2) 生徒が4年間学び続けることをサポートするため、各校の事情を勘案し、教員の増員をはかること。</p> <p>(3) 定時制高校の統廃合にあたっては、地域性や多様化する生徒のニーズ、志願者数等を勘案し検討すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>高校教育においては、多様化する教育ニーズ、不登校や中途退学の問題、生徒数の減少に伴う影響など、様々な課題が生じてきており、その対応</p>	<p>ました。</p> <p>現在、検討会議の報告を踏まえ、具体的な制度設計に向け検討を進めているところです。</p> <p>〈教育局 県立学校部 県立学校人事課〉</p> <p>1学級あたりの募集人員は40人であり、また、近隣の夜間定時制高校への志願も可能であることから、志願者が募集人員を数名程度上回っている現状では、募集学級増は困難でございます</p> <p>〈教育局 県立学校部 県立学校人事課〉</p> <p>教員の数については、法に基づき定められており、また、県単独での新たな教員加配は、財政状況が大変厳しく、難しい状況でございます。</p> <p>今後、国の法改正の動向を見守りながら、各学校の状況を把握し、より良い環境で生徒が学習できるよう学校をサポートしてまいりたいと存じます。</p> <p>〈教育局 教育総務部 高校改革推進室〉</p> <p>【現 状】</p> <p>21世紀いきいきハイスクール推進計画に基づき、定時制高校の再編整備は、前期再編整備計画で、平成17年度に定時制課程3校を昼夜開講の定時制独立校1校に再編しました。また、平成20年度には、定時制課程3校を昼夜開講の定時制独立校1校に再編し、開校を目指しています。</p>	<p>評価・方向性</p> <p>(1) ×－B 現状の再確認と、再検討が必要。</p> <p>(2) ×－B 厳しい財政状況は理解するものの、定時制高校の役割や特性を考慮することが必要と考える。改めて現状を再確認し、対応を検討する。</p> <p>(3) ×－B パレットスクールの現状と多様化する生徒のニーズについて、改めて把握し、対応を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>が迫られている。</p> <p>県内全日制高校への入学者数が減少している中で、定時制高校の入学者数は、ここ数年増加傾向にあり、そのため入試募集人員を志願者が上回る高校が数校存在しており、合格できずに進学を断念せざるを得ない生徒がいる。定時制高校は、働きながら学ぶ生徒がいる一方、中学時代にいじめや人間関係のこじれ等の原因により、全日制高校に進学できず定時制高校に通学する生徒も多く存在する。</p> <p>様々な課題を抱える生徒が少ない定時制高校において、生徒が中途退学することなく、4年間の高校生活を送るためには、各校の事情を勘案し、教員の増員などによる定時制高校教育のさらなる充実が必要と考える。</p> <p>一方、埼玉県においては、「21世紀いきいきハイスクール推進計画」にもとづき、新しい発想の定時制・通信制高校「パレットスクール」の設置を進めているが、あわせて、定時制高校の統廃合も進められている。定時制高校に通学する生徒は、地元または近隣市町村に居住する者が大半を占めている状況であり、統廃合にあたっては地域性や多様化する生徒のニーズ、志願者数等を勘案し検討する必要がある。</p> <p>3. 外国人生徒の教育を受ける権利を確保するため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 「外国人特別選抜」実施校の拡充と受験資格の緩和をはかること。</p>	<p>さらに、平成22年度には、定時制課程3校を昼夜開講の定時制独立校1校に再編する計画を発表しました。</p> <p>平成17年度、昼夜3部制の定時制高校戸田翔陽高校が各部2学級1学年6学級規模で開校しました。それに伴い、与野、浦和商業、蕨の各高校の定時制課程各1学級計3学級を募集停止としました。したがって定時制課程は3学級の増となっています。</p> <p>【方 針】</p> <p>再編整備で設置する昼夜開講の定時制単独校（通称パレットスクール）は、教育相談体制の充実や学力向上のための少人数指導、3年での卒業を可能とするシステム、遅い授業時間開始（午前10時頃）など、生徒のニーズにできるだけ応える新しい発想の定時制高校としております。</p> <p>今後、多様化する生徒のニーズに対応した高校を整備してまいります。</p> <p>〈教育局 県立学校部 高校教育指導課〉</p> <p>外国人特別選抜の実施校の拡大については、県南地域を中心に外国人生徒が多く居住している状況を踏まえ、平成18年度入学者選抜から県立草加南高等学校でも外国人特別選抜を実施し、実施校を5校から6校といたしました。</p> <p>実施校の拡大につきましては、今後とも引き続き該当校との協議を進める中で、各学校の理解を得るように、努めてまいります。</p> <p>受験資格の緩和については、入学者選抜が、各高校、学科等の特</p>	<p>(1) △－B</p> <p>実施校の拡大については、評価できるものの、受験資格の緩和については、要請内容の「在日期间が3年以内の者」</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2)「外国人特別選抜」の定員枠を別枠とすること。 <要請の根拠> 県内に居住する外国人児童生徒は年々増加傾向にあり、文部科学省の学校基本調査によると、平成17年度は小学校2,327人、中学校798人の合計3,125人(前年度比102人増)となっている。</p> <p>外国人中学生のほとんどは、将来にわたり日本に居住する意向をもっており、中学卒業後の進路は県内公立高校への進学を希望しているが、現実的には多くの外国人生徒が県内公立高校へ進学することが困難な状況である。</p> <p>県教育委員会は、県内外国人生徒への対応として「外国人特別選抜」を実施しているが、実施校は徐々に増加しているものの、現在6校のみであり、多くの外国人生徒は「外国人特別選抜」実施校を受験したくても、通学可能な地域に実施校がないことや、実施校の定員枠に満たない場合でも不合格になることから、この選抜制度を十分に利用できないでいる。</p> <p>また、「外国人特別選抜」の出願資格が「入国後の在日期間が3年以内の者」としており、3年を超える生徒には受験資格が与えられていない。</p> <p>日常生活に必要な基本的な言語能力は、6ヶ月から2年で身につく、学術面での言語能力は、5年から7年かかるという研究報告もなされているように、日本に居住する期間が3年以上の生徒であっても、その多くは、日本語を使いこなすことが、まだまだ不十分であり、一般受験の場合でも国語や社会などの教科でどうしても不利な立場に</p>	<p>色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものであることを踏まえ、慎重に研究してまいります。</p> <p>〈教育局 県立学校部 高校教育指導課〉 入学者選抜では、各高等学校の募集人員があらかじめ定められている中で、志願した受検生ができるだけ多く入学できるようにする必要があります。また、入学者選抜がその教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものであることを踏まえ、帰国生徒特別選抜等、他の特別選抜についても別枠は設けておりませんので外国人特別選抜の募集人員を別枠にすることについては、慎重に研究してまいります。</p>	<p>を見直すよう、具体的な要請が必要と考える。</p> <p>(2)×-B 募集人員の別枠制度について、他県の状況を調査し、再要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>あり、希望する高校へ進学できないケースが多数存在する。また、進学できない生徒たちの多くは就職せざるを得ないが、中学校卒業者の就職口は極めて限られており、外国人生徒への教育を受ける権利を確保するため、公立高校における受け入れ体制を拡充していくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>Ⅷ. 人権・男女平等政策</p> <p>1. 子育て中の女性の再就職（再チャレンジ）を支援するため、埼玉県男女共同参画センターに以下の機能を設けること。</p> <p>(1) 再就職等を希望する子育て中の女性に対し、再就職等に関する様々な情報の提供を行うとともに、相談窓口の拡充や子ども連れでも利用しやすいサービスを提供すること</p> <p>【確認事項】</p> <p>○女性の再就職（再チャレンジ）支援については、「With you さいたま」にチャレンジネットワークをワンストップ型インターネットにより構築されていくとのことであるが、埼玉県の男女共同参画の拠点として、そのチャレンジネットワークを市町村の男女共同参画にも展開していくのか確認したい。</p> <p>○今後、「With you さいたま」に置ける機能をどのように充実・拡大させていくのか確認したい。</p> <p>(2) 再就職等を希望する子育て中の女性のスキルアップをはかるため、インターネット等を活用し、</p>	<p>〈総務部 男女共同参画課〉</p> <p>男女共同参画推進センターでは、再就職などチャレンジしたい女性を支援するため、関係機関によるネットワーク連携会議を設置し、「チャレンジ応援デスク」を設け、「チャレンジアドバイザー」による情報提供や相談を実施しています。</p> <p>今後とも、関係機関との連携をより強化し、相談者の多様なニーズに応えていきます。</p> <p>【確認事項の回答】</p> <p>〈総務部 男女共同参画課〉</p> <p>再就職などチャレンジしたい女性を支援するため、「With You さいたま」では、関係機関等との連携により、再就職のためのセミナーやインターネットを利用した情報提供、「チャレンジアドバイザー」による相談などを実施しています。</p> <p>今後とも、関係機関による女性のチャレンジ支援ネットワークを拡充・強化し、チャレンジしたい女性の多様なニーズに応えていきます。</p> <p>また、「With You さいたま」では男女共同参画の総合的な拠点として、市町村との連携を図りながら、担当職員の研修や市町村支派出張講座の開催などを実施し、市町村の取組を支援してまいります。</p> <p>〈総務部 男女共同参画課〉</p> <p>男女共同参画推進センターでは、関係機関と連携して、育児など</p>	<p>(1) △－B</p> <p>再就職を希望する子育て中の女性に向けた情報提供や、相談の実施がされており評価できる。今後は、より利用しやすい相談窓口の整備が必要であり、進捗状況を見極めつつ再要請を検討する。</p> <p>※大宮公共職業安定所に「マザーズサロン」が開設(2007.5.9)したことも考慮し、対応を検討する。</p> <p>(2) ○－B</p> <p>再就職準備セミナー</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>時間的・空間的な制約のない学習支援を行うこと。</p> <p>(3) 企業の雇用ニーズとのミスマッチを解消するため、「女性再チャレンジ応援企業」登録制度をつくり、登録企業と再就職等を希望する子育て中の女性との出会いの場を設けること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>現在、我が国の女性の就業希望者（25～54歳）は約264万人であり、多くは子育て中または子育て後の女性である。これらの女性に対し、希望に沿った再就職への道を開くことは、男女がその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現する上で重要であるとともに、安心して子育てできる環境づくりという観点で少子化対策にも貢献するものと考えられる。また、少子・高齢化により本格的な人口減少が進む我が国において、経済の基盤となる「人材」の活用が一層重要であり、再チャレンジを希望する女性の能力発揮は、極めて重要となってくる。</p> <p>再就職をめぐる現状を見ると、子育て中または子育て後の女性の多くは、条件が整えば再就職したいと考えているものの、賃金や勤務時間等の条件が折り合わないことや、技術・経験が不足している等、様々な事情により自分の希望に沿った再就職を果たすことが困難な状況にある。また、時間的制約等から再就職等に関する情報の収集が難しく、離職によるキャリアの中断により自分の職</p>	<p>で退職し再就職を希望する方を対象とした「再就職準備セミナー」などを開催しています。また、インターネットを利用した「チャレンジ情報サイト」を設け、再就業に役立つ情報の提供を行っています。</p> <p>引き続き、ニーズを踏まえた研修の実施や情報提供などを行い、再就職を希望する女性のスキルアップのための支援を行っていきます。</p> <p>〈総務部 男女共同参画課〉</p> <p>男女共同参画の職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰する「さいたま輝き荻野吟子賞」を通じて、企業における女性の再チャレンジ支援の促進を図っています。</p> <p>引き続き、企業への広報啓発活動を進めるとともに、関係機関との連携により女性の再就職等のためのより効果的な支援方を検討します。</p> <p>〈産業労働部 雇用対策課〉</p> <p>県では、市町村等と連携し、県内各地域で再就職を希望する女性に対し、就職に役立つ「求職活動支援セミナー」や「個別相談」を実施します。</p> <p>また、県内中小企業の求人が円滑に行われるよう「彩の国仕事発見システム」を運営し、求人情報をリアルタイムで提供しています。</p> <p>このシステムでは、就職を希望する方は、携帯電話で求人情報を検索できますし、企業の特徴や募集条件などの情報を得ることが可能で、例えば、「女性登用」、「勤務時間が選べる」、「福利厚生充実」などの項目から自分に合いそうな求人企業を選び出し、就職活動を行うことができます。</p>	<p>の開催や、インターネットを利用した情報サイトの開設は評価できる。引き続き、研修内容・情報提供などの状況を見極めつつ、再要請を検討。</p> <p>(3) △-B</p> <p>「求職活動支援セミナー」や「個別相談」は、ミスマッチ解消につながることから一部前進である。登録制度については、今後の動向を見つづつ再要請を検討。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>業能力等に不安を感じることも多い。結果として、企業ニーズとのミスマッチが生じ、再就職の際に希望する仕事に就くことが困難となっている。</p> <p>2. 保育所待機児童「ゼロ」に向け、新たに取り組む「企業内保育施設等地域活用事業」の充実・拡大について</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>埼玉県では、保育所待機児童の解消に向け、駅型総合保育所・駅前送迎保育ステーション・幼保一体施設等、様々な手法を用いて保育所整備を進めてきた結果、平成18年4月1日現在、保育所待機児童数が1,386人で前年同時期と比べて404人の減少となったものの、平成18年度までに保育所待機児童「ゼロ」の実現は厳しい状況におかれている。</p> <p>埼玉県の女性就業者は133万7千人に達しており、女性の就労意欲が高く、県の特徴として、子育て世代の30代前半の労働人口の割合が高いことから、今後も保育需要はますます増加するものと思われる。</p> <p>また、全国的な課題でもある低年齢児（0～2歳児）の待機児童数は1,386人の内963人と、70%を占めている状況であり、今後の待機児童「ゼロ」に向けた取り組みには低年齢児保育に力点をおいた事業展開が必要と考える。</p> <p>埼玉県は本年度から新たな取り組みとして、「企業内保育施設等の地域活用事業」を開始したところであるが、この事業の展開においても低年齢児保育に積極的に取り組むべきであり、受け入れ可能な企業等（オフィス・工場・病院等）を優先すべきと考える。</p> <p>今後、地域実情に応じた保育所の整備を進める</p>	<p>〈福祉部 子育て支援課〉</p> <p>本県では、今年度から、保育所待機児童の解消と企業における子育て支援の両面を支援するため、企業内保育所に地域児童を受け入れる事業を新たに開始したところです。</p> <p>具体的には、企業等（オフィス・工場・病院等）が設置する企業内保育施設に、従業員の児童に加えて地域の児童を受け入れるために必要な企業内保育施設の改修工事や、企業の余裕スペース等を活用した新たな企業内保育施設の整備等に要する経費を市町村に対して補助するものとなっております。</p> <p>今年度は6月15日から7月14日まで募集をしたところ、17件の応募があり、このうちモデル企業として4企業を選定したところです。</p> <p>今後におきましても、この取組を県内に広げてまいりたいと考えております。</p> <p>【平成19年度予算の状況】</p> <p>企業内保育施設等地域活用事業について、平成19年度は、事業開始年度であった平成18年度の倍の100人分の受入枠の整備を進めます。</p> <p>平成19年度予算額 24,750千円（対象か所数 6か所 100人分）</p>	<p>○ーA</p> <p>保育所待機児童数が過去最大に減少したこと、さらに19年度は昨年倍の「企業内保育施設等地域活用事業」の整備を進める方向性が確認できたことから今後も、注視していく。</p> <p>※モデル企業4か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埼玉西ヤクルト販売(株) (所沢市) ○医療法人社団 協友会 東川口病院 (川口市) ○(有)コマーム (川口市) ○医療法人社団 新都市医療研究会〔関越会〕 鶴ヶ島市)

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>上でも、地域の企業等（オフィス・工場・病院等）の協力を得ることは重要であり、本事業の充実と拡大をはかる必要がある。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4 件のモデル企業において、低年齢児保育（0～2 歳児）が実施されているか再確認したい。 ○ 今後、受け入れ可能な企業等について、年間の受け入れ企業数や、低年齢児保育等についての計画を再確認したい。 ○ 「待機児童ゼロ作戦」の目標として、平成 1 8 年度までとしているが、待機児童の現状及び今後の施策の方向性を確認したい。 	<p>【確認事項の回答】</p> <p>施設の開所は整備後の平成 1 9 年度となります。低年齢児保育は、いずれの施設においても実施される予定です。</p> <p>企業内保育所の地域活用事業は、平成 1 9 年度から平成 2 3 年度を計画期間とする埼玉県 5 か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」に盛り込んでいます。</p> <p>平成 1 8 年 4 月 1 日現在の県内の保育所待機児童数は 1, 3 8 6 人で、前年に比べ 4 0 4 人と過去最大の減少となりました。</p> <p>今後は、埼玉県 5 か年計画において「保育サービスの利用児童数」を戦略指標として、保育所待機児童を解消するため、保育所の整備や、企業内保育所の地域活用、幼稚園の預かり保育などを進め、保育サービスの提供の拡大を図ってまいります。</p>	